

三原市立沼田東小学校 いじめ防止委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 三原市立沼田東小学校におけるいじめ防止の徹底を図るため、三原市立沼田東小学校 いじめ防止委員会（以下 委員会という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 三原市立沼田東小学校児童によるいじめの未然防止に係る調査、研究等に関すること。
- (2) 児童によるいじめの未然防止に係る、教育活動上の課題や目標等の周知、防止策の立案等に関すること。
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長をもって組織する。

- 2 委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 校長
 - (2) 教頭
 - (3) 教務主任
 - (4) 研究主任
 - (5) 生徒指導担当
 - (6) 保健主事
 - (7) 特別支援教育コーディネーター
 - (8) 養護教諭

(委員長)

第4条 委員長は会務を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、月1回開催する。ただし、委員長が必要があると認めるとき、委員会を開催することができる。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、生徒指導担当を議長とする。
- 3 委員は、事故等により出席できないときは代理の者を出席させることができる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(議決)

第7条 委員会において議決を要する議事については、副委員長及び委員の出席者数の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(秘密の厳守)

第8条 委員長、副委員長及び委員は、委員会の会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、養護教諭において処理する。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月4日から施行する。

参考：取組内容の例

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ② いじめの状況把握及び分析
- ③ いじめを受けた児童に対する相談および支援
- ④ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ⑤ いじめを行った児童に対する指導
- ⑥ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ⑦ 専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧ その他、いじめの防止に係ること